

市第4号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月20日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項ただし書中「いう。第34条の4第1項において同じ。）（」を「いい、」に改める。

第34条の4第1項を次のように改める。

法第317条の3の3第1項各号に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

第34条の4第2項中「第317条の3の3第2項」を「第317条の3の3第3項」に改め、同条第4項中「第317条の3の3第4項」を「第317条の3の3第5項」に改める。

第43条中「、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第9条第1項中「第14項、第25項、第28項並びに第32項」を「第13項、第24項、第27項並びに第31項」に改め、同条第4項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「2分の1」を「3分の1」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「14分の11」を「2分の1」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「12分の7」を「2分の1」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項」を「附則第15条第24項」に、「3分の1」を「12分の7」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第9項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第11項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第9条の6を削る。

附則第12条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第13条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2の2の2 当分の間、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得に係る個人の市民

税については、法附則第35条の3の6の規定を適用する。

附則第13条の3の3を次のように改める。

第13条の3の3 削除

附則第13条の3の4の見出し中「新築認定低炭素住宅等」を「新築された高断熱住宅」に改め、同条第1項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に改め、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は」を削り、「等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準」を「等級6以上の基準」に、「認定低炭素住宅等」を「高断熱住宅」に、「で法附則第15条の6第1項」を「で同項」に改め、「前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は」を削り、「に対して新たに都市計画税が課されることとなった」を「が新築された日の属する年の翌年の1月1日（当該新築された日が1月1日である場合には、同日。同項において同じ。）を賦課期日とする」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に、「認定低炭素住宅等」を「高断熱住宅」に改め、「前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の

7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を除き」を削り、「
に対して新たに都市計画税が課されることとなった」を「が新築
された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする」に、「
法附則第15条の6第2項の」を「同条第2項の」に改め、同条第
3項及び第4項中「認定低炭素住宅等」を「高断熱住宅」に改め
る。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第23項各号」を「附則第
12条第24項各号」に改める。

附則第13条の7第1項中「所在する住宅」の次に「（法附則第
15条の6第1項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わない
で新築した住宅を含む。）をいう。附則第13条の8の2第1項に
おいて同じ。）」を加え、「令和8年3月31日」を「令和13年3
月31日」に、「同条第1項に規定する」を「法附則第15条の9第
1項に規定する」に、「、同条第1項」を「、同項」に、「から
附則第15条の10まで」を「、次条及び附則第15条の10」に改める
。

附則第13条の8第1項中「。第13条の8の3第1項」を「。附
則第13条の8の3第1項」に、「令和8年3月31日」を「令和13
年3月31日」に、「、同条第9項」を「、同項」に改める。

附則第13条の8の2第1項及び第13条の8の3第1項中「令和
8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第13条の9第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3
月31日」に改める。

附則第13条の10を削る。

附則第17条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改

め、同条第3項中「及び次項」を削り、同条第4項を削る。

附則第18条第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13条の3の4第1項及び第2項中「令和8年4月1日」を「令和11年4月1日」に改める。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第24項各号」を「附則第12条第26項各号」に改める。

附則第13条の7第1項中「同項に規定する勧告に従わないで新築した」を「同項第1号イからホまでに掲げる区域内にある」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第34条第1項ただし書並びに第34条の4第1項、第2項及び第4項の改正規定並びに次項の規定 令和9年1月1日
 - (2) 第1条中第43条の改正規定及び附則第4項の規定 令和9年4月1日
 - (3) 第2条の規定及び附則第8項の規定 令和11年4月1日
 - (4) 第1条中附則第13条の2の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日（個人の市民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の横浜市市税条例（第5項から第7項までにおいて「旧条例」という。）第34条の4第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第13条の2の2の2の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 4 新条例第43条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第9条第5項から第8項までに規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
- 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に新築された旧条例附則第13条の3の3第1項に規定する認定長期優良住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された

旧条例附則第13条の3の4第1項に規定する認定低炭素住宅等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 8 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された第2条の規定による改正前の横浜市市税条例附則第13条の3の4第1項に規定する高断熱住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

認定低炭素住宅等に係る都市計画税の減額措置について対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長を行うとともに、地方税法の一部改正等に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第1条関係

（市民税の申告義務等）

第34条 第21条第1項第1号の者は、3月15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第35条の2第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいい、いう。）前年の合計所得金額が85第34条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、

法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第 317 条の 2 第 1 項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。）については、この限りでない。

（第 1 号から第 8 号まで及び第 2 項から第 9 項まで省略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第 34 条の 4 法第 317 条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等
定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地にお
支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出
において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定
の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項にお
の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等
いて「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条に
」という。）の支払を受ける第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる者で
おいて同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の
あつて、法第 317 条の 3 の 3 第 1 項に規定する特定配偶者又は
前日までに、法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく総務省
扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退
令で定めるところにより、同条第 2 項各号に掲げる事項を記載
職手当等（法第 328 条に規定する退職手当等に限る。以下この
した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出
項において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）若しくは
しなければならない。
特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所
得金額が 850,000 円以下であるものに限る。）を有する者（以下
この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告
書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定
する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支
払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日
の前日までに、法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく総務

省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した
申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しな
ければならない。

- 2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出
する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前
年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規
定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金
等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第
2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法
第317条の3の3第3項
第317条の3の3第2項
の規定に基づく総務省令で定めるとこ
ろにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動
がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することが
できる。

(第3項省略)

- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際
に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書
に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講
じていることその他の法第317条の3の3第5項
第317条の3の3第4項
の規定に基づ
く政令で定める要件を満たす場合には、同項の規定に基づく総
務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当
該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電
磁的方法により提供することができる。

(第5項省略)

(固定資産税の免税点)

- 第43条 同一区内に、所有する土地、家屋又は償却資産に対して

課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地又は家屋にあっては300,000円、家屋にあっては200,000円、償却資産にあっては $\frac{1,800,000}{1,500,000}$ に満たない者に対しては、その土地、家屋又は償却資産に対する固定資産税を課さない。

附 則

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第9条 法附則第15条(第2項第1号及び第5号、第13項、第24項、第27項並びに第31項、第28項並びに第32項)を除く。以下この項において同じ。) 第13項、第24項、第27項並びに第31項、第28項並びに第32項、第15条の2、第15条の3又は第63条第1項に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3まで又は第63条第1項の規定に規定する額とする。

(第2項及び第3項省略)

4 法附則第15条第13項
附則第15条第14項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第13項
附則第15条第14項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1(当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、5分の3)を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあっては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に5分の2(当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1)を乗じ

て得た額とする。

- 5 法 附則第15条第24項
附則第15条第25項 に規定する設備（同項第1号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{3}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ （当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、 $\frac{2}{3}$ 分の $\frac{1}{2}$ ）を乗じて得た額とする。
- 6 法 附則第15条第24項
附則第15条第25項 に規定する設備（同項第2号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{2}{14}$ 分の $\frac{1}{11}$ （当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、 $\frac{5}{7}$ 分の $\frac{3}{6}$ ）を乗じて得た額とする。
- 7 法 附則第15条第24項
附則第15条第25項 に規定する設備（同項第3号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{2}{12}$ 分の $\frac{1}{7}$ （当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、 $\frac{3}{4}$ 分の $\frac{2}{3}$ ）を乗じて得た額とする。
- 8 法 附則第15条第24項
附則第15条第25項 に規定する設備（同項第4号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{12}{3}$ 分の $\frac{7}{1}$ （当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、 $\frac{4}{2}$ 分の $\frac{3}{1}$ ）を乗じて得た額とする。

- 9 法 附則第15条第27項
附則第15条第28項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 10 法 附則第15条第31項
附則第15条第32項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第31項
附則第15条第32項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- 11 法 附則第15条第39項
附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

(旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の特例)

第9条の6 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)附則第10条第6項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人(同条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。)に対する同法附則第9条の規定による改正後の租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、第29条の4の3第1項第1号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税に関する特例)

第12条 (第1項省略)

- 2 昭和63年度から 令和11年度
令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、前項に規定する譲渡所得のうち、租税特別措置法第31条

の2第1項の規定の適用がある譲渡所得に係る個人の市民税については、法附則第34条の2の規定を適用する。

(特定暗号資産に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2の2の2 当分の間、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得に係る個人の市民税については、法附則第35条の3の6の規定を適用する。

(新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の3 削除
法附則第15条の7の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和8年3月31日までの間に新築された同条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）をいう。附則第13条の7第1項及び附則第13条の8の2第1項において同じ。）で法附則第15条の7第1項の規定に基づく政令で定めるものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この条及び附則第15条の9の2」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「次項又は次条」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する次項」と、「この項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第2項中「次条第1項、第3項又は第4項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅」とあるのは「当該住宅」と、「住宅にあつてはこの項」とある

のは「住宅にあっては条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「)にあってはこの項」とあるのは「)にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第4項中「は、第1項又は第2項」とあるのは「は、条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「は、前項」とあるのは「は、同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「から、前項」とあるのは「から、条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「総務省令」とあるのは「この項の規定に基づく総務省令」と、「が第1項又は第2項」とあるのは「が条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「かかわらず、第1項又は第2項」とあるのは「かかわらず、同条第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第3項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第3項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第

1 項中「同項又は同条第2項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項」と、同条第2項中「法附則第15条の7第4項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第4項」と読み替えるものとする。

(新築された高断熱住宅
新築認定低炭素住宅等
に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の4 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
の間に新築された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）のうち、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1(3)の等級6以上の基準
等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「高断熱住宅
認定低炭素住宅等」という。）で同項
で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅が新築された日の属する年の翌年の1月1日（当該新築住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった

築された日が1月1日である場合には、同日。同項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に新築された高断熱住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第15条の6第2項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第1項において読み替えて

準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅が新築された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに同条第2項の法附則第15条の6第2項の）規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の

合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

3 前2項の規定は、高断熱住宅の所有者から、当該高断熱住宅が新築された日から当該高断熱住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、規則で定める書類を添付して、当該高断熱住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る高断熱住宅につき第1項又は第2項の規定を適用することができる。

（高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の5 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この条において「居住安全改修工事」という。）が完了した

日から3月以内に、同条第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 政令 附則第12条第24項各号
附則第12条第23項各号 に掲げる者に該当する者の氏名
及び当該者が当該各号のいずれに該当するかの別

(第4号から第6号まで省略)

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、
昭和57年1月1日以前から所在する住宅 (法附則第15条の6第
1項に規定する住宅(同項に規定する勧告に従わないで新築し
た住宅を含む。)) をいう。附則第13条の8の2第1項において
同じ。) のうち平成24年1月2日から 令和13年3月31日
令和8年3月31日 までの
間に耐震改修 (法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修を
同条第1項に規定する
いう。) が行われたものに対して課する都市計画税について準
用する。この場合において、同項 中「この条、次条及び
同条第1項 から附則第
附則第15条の10」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」
15条の10まで
という。) 附則第13条の7第1項において読み替えて準用する
この項及び次項」と、「基準(同条第1項において「耐震基準
」という。)」とあるのは「基準」と、「この項から」とある
のは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と
、「次条第1項、第4項又は第5項」とあるのは「条例附則第
13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項又
は条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する
次条第4項若しくは第5項」と、「平成18年1月1日から平成

21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあってはこの項の」とあるのは「限る。）にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」

とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等(同条第9項に規定する住宅及び同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分で同項の規定に基づく政令で定めるものをいう。附則第13条の8の3第1項。第13条の8の3第1項)のうち、特定居住用部分(法附則第15条の9第4項に規定する特定居住用部分をいう。)において令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に熱損失防止改修工事等(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項、同条第9項第11項まで及び次条第4項から第6項まで」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から第11項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「第1項又は次条第1項若しくは第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項におい

て読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第15条の9の3第1項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第5項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、及び「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、「第5項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「

前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の2 法附則第15条の9の2第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から $\frac{\text{令和13年3月31日}}{\text{令和8年3月31日}}$ までの間に特定耐震基準適合住宅（同条第1項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第5項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「この項から第3項まで」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第1項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例

附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等のうち、令和4年4月1日から $\frac{\text{令和13年3月31日}}{\text{令和8年3月31日}}$ までの間に特定熱損失防止改修等住宅（同条第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅をいう。）又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分（同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項若しくは次条第1項

の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額)

第13条の9 法附則第15条の10の規定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があったものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となったものを除く。）のうち平成26年4月1日から^{令和11年3月31日}_{令和8年3月31日}までの間に法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で

総務省令で定めるものを受けて法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、法附則第15条の10第1項中「受けて耐震改修」とあるのは「受けて耐震改修（法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修をいう。以下横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの項及び次項において同じ。））」と、「耐震基準に」とあるのは「法附則第15条の9第1項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に」と、「この条」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの条」と、「係る耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「係る耐震基準適合家屋にあっては同項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「の耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「の耐震基準適合家屋にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の6の5に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする

。

(第2項省略)

(改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額に関する申告)

第13条の10 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設(以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。)について同項の規定による固定資産税及び都市計画税の減額を受けようとする納税義務者は、当該改修実演芸術公演施設に係る同項に規定する利便性等向上改修工事(以下この条において「利便性等向上改修工事」という。)が完了した日から3月以内に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところによる証明書及び当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 改修実演芸術公演施設の所在、建築年月日及び床面積
- (3) 改修実演芸術公演施設が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (5) 利便性等向上改修工事に要した費用の額
- (6) その他市長が必要と認める事項
(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対

する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表及び第2項省略）

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車（同項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

- 第18条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自

動車が前条第2項 又は第3項
から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

（第2項及び第3項省略）

第2条関係

附 則

（新築された高断熱住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の3の4 令和11年4月1日
令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に新築された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）のうち、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1(3)の等級6以上の基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「高断熱住宅」という。）で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅が新築された日の属する年の翌年の1月1日（当該新築された日が1月1日である場合には、同日。同項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の

居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。) にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。) の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 令和11年4月1日
令和8年4月1日 から令和13年3月31日までの間に新築された高断熱住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第15条の6第2項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、当該住宅が新築された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。) の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

（第3項及び第4項省略）

（高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に

関する申告)

第13条の5 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この条において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、同条第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 政令 附則第12条第26項各号
附則第12条第24項各号 に掲げる者に該当する者の氏名
及び当該者が当該各号のいずれに該当するかの別

（第4号から第6号まで省略）

（耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅（同項第1号イからホまでに掲げる区域内
にある住宅を含む。）をいう。附則第13条の8の2第1項において同じ。）のうち平成24年1月2日から令和13年3月31日までの間に耐震改修（法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この条、次条及び附則第15条の10」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準（同条第1項において「耐震基準」

という。)とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第1項、第4項又は第5項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項又は条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項若しくは第5項」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあってはこの項の」とあるのは「限る。）にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」と

あるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

